

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：浜中町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.8%
全職員	73.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	85.6%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	105.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.9%
31～35年	92.3%
26～30年	89.7%
21～25年	93.1%
16～20年	93.3%
11～15年	82.1%
6～10年	107.6%
1～5年	97.9%

【説明欄】

- 会計年度任用職員は、職種ごとに給料（報酬）を定めており高い職種（施設作業員等）に男性が多いこと及び女性は勤務時間が短いパートタイムの職が多いことから差異が特に大きい。
- 課長相当職は給料が高い男性医師がいることから差異が特に大きい。
- 勤続年数11～15年は男女の年齢構成の差により差異が特に大きい。
- 勤続年数26～30年は男性の管理職の割合が多いことから差異が特に大きい。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。